



JAMHSW 発第 20-226 号
2020 年 12 月 2 日

公明党障がい者福祉委員会

委員長 三浦 信 佑 様
事務局長 下野 六 太 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村 綾 子



令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定に関する意見

本協会は、1998 年に精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的に国家資格化された精神保健福祉士を正会員とする職能団体として、精神障害者の権利擁護と社会参加の促進のための実践に取り組んでいます。また、現在精神保健福祉士は、医療、保健、福祉、教育、司法、産業など多分野で活躍しており、すべての人の精神保健福祉の増進を真摯に追求し活動しています。

さて、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定にむけて、本協会は 2020 年 2 月 14 日に厚生労働省に要望書を提出しているところでありますが、現在、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）で示されている方向性を踏まえ、「大衆福祉」を掲げ障害者福祉の充実を目指す貴党において検討の上、是非施策に反映させていただきたく下記の意見を申しあげます。

今回の報酬改定が後押しとなり、精神障害者が安心して暮らせる地域共生社会の実現に一層近づくことを願っています。

記

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくために、地域移行支援の実績評価、自立生活援助の評価、医療と福祉の連携の促進が必要です。

現在、厚労省で推進している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みは大変重要な施策と考えております。これを後押しするために、必要な事業への評価を是非反映させてください。

特に地域移行支援は、精神科医療機関や障害者支援施設から地域生活への移行を支援するサービスですが、精神障害者における障害福祉サービス等別利用者割合を見ると 0.2% と非常に低い数値です。精神科医療機関への長期入院を余儀なくされている障害者の地域生活への移行を推進する観点からは、指定事業所の稼働率の向上が求められ、

地域移行支援の実績評価の拡充による後押しを要望します。

また、自立生活援助は、緊急訪問や電話相談（夜間含む）、複数回実施した同行支援に対する加算とともに、自立生活援助サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）の区分についても退所後の日数に限らず実態に合わせた見直しが必要です。

検討チーム第 19 回資料 2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について」《論点等》論点 5 「医療と福祉の連携の促進」について、自立生活援助事業者や地域定着支援事業者と精神科医療機関との情報連携における加算が検討されています。両者による情報共有は、チームアプローチの展開には欠かせない事項でありながら、労力を要することもあり十分になされているとは言えない状況にあります。関係者が必要な情報を共有することで当該の障害者に対する支援を適切に行えるよう報酬による後押しが期待されます。これにつきましては、他事業においても同様であり、精神科医療機関との連携について医療連携体制加算等への組み込みも含め、是非横断的事項として取り扱っていただきたく存じます。

2. 特定相談支援事業における基本相談支援に対して基本報酬単価の見直しが必要です。

基本相談支援は、サービス提供事業所への見学同行や面談の同席、利用者の住まい探し、サービス利用開始までの継続的な訪問や電話等、障害者が安心して障害福祉サービスを利用できるようにするために多くの時間を費やします。そのため、業務に見合った評価として基本報酬単価の見直しが必要であると考えます。

3. ピアサポートの専門性の評価を高くする必要があります。

ピアサポートの専門性の評価について、対象となるサービスや研修スキームの整備など、その専門性を担保するための必要性が報酬改定チームにおいて確認されたことは是非実現していただきたいと考えております。ピアサポートの有効性は既に実証されており、報酬上の単価によって、その導入が促進されるため、またピアサポーターが自尊心をもって働くことができるための単価設定が必要であり、提示されている点数では低すぎると考えます。

また、ピアサポーターが地域で活躍するための共通理解と普及啓発に繋げるため、市町村（または障害保健福祉圏域）の協議会等にピアサポートに関する協議の場を設置し、ピアサポーターの養成と体制整備を推進することが必要と考えます。

4. 就労継続支援 A 型の評価項目について追加でご検討願います。

就労継続支援 A 型に関しては検討チームにおいて「複数の項目における評価をスコア化し、当該スコアを実績として評価する」という方向性が示されていますが、これについては現在の評価軸の偏りを是正するという意味で是非進めていただきたいと考えます。

検討チーム資料として示されている「各評価項目の内容（イメージ）」のうち「Ⅲ 多様な働き方」の項目については、例示されているものに加えて社会保険の加入率による評価や利用者のキャリアアップの仕組みがあることへの評価も入れることを検討してください。また、本来の就労継続支援事業の在り方とも大きく関わる項目なので、「Ⅲ 多様な働き方」の配点を「Ⅰ 労働時間」と同程度に高くするようご検討ください。

「IV 支援力向上」について、普段外部研修に参加できない現場職員が学べる機会の確保は支援力の向上に欠かせません。例示されている評価要素に加え、外部講師を招いて全職員を対象として行う研修の実施も評価に入れることを検討してください。

5. 就労継続支援B型の平均工賃月額に応じた報酬体系にもピアサポート支援や地域の活動機会の提供評価を認めてください。

検討チームにおいて、現行の「平均工賃月額」に応じた報酬体系のほかに、利用者の生産活動等への参加等を支援したことをもって一律の評価をする報酬体系を新たに創設するなど、報酬体系の類型化が検討されており、これも平均工賃月額一辺倒の評価軸の偏りの是正にはつながると考えられます。

「ピアサポートによる支援の評価」や「地域の活動機会の提供への評価」に関しては、「一律の評価」の体系だけに加算が付く形になっていますが、高工賃事業所の在り方と矛盾するとは思えないので、双方で加算がとれるようにすること、どちらかの報酬体系を選択した後、他方の体系に変更できる道筋は残すことについて検討してください。

以上